三種町立統合中学校新制服選定コンペ実施要領

１　目的

令和８年４月に三種町内の３中学校（琴丘中学校、山本中学校、八竜中学校）が統合し、新たに誕生する中学校の校名が「三種中学校」に決定し、このたび、新しい学校にふさわしい新制服のデザイン及びその新制服に関する仕様を選定することを目的として公募型コンペを実施する。

２　内容

（１）事業者の提案をもとに、採用する新制服のデザイン及び新制服に関する仕様を選定する。

（２）縫製方式は、各社縫製方式とする。

３　制服選定フロー

（１）コンペ参加事業者を公募により募集

（２）提案書等及び制服製品見本の提出

（３）一次選定

制服等選定委員会委員を審査員とするコンペを実施し、各事業者からの提案書等提出書類、制服製品見本及びプレゼンテーションをもとに、制服デザインを３点程度選定する。

（４）二次選定

一次選定で選ばれた制服製品見本の巡回展示を行い、町内の小学校児童（小学１年生から小学５年生）及びその保護者等による投票を実施する。投票の結果により、制服デザイン１点を選定する。

（５）最終決定

二次選定で選ばれた制服デザインについて、教育委員会担当者と事業者により、仕様の微調整を協議し、仕様を決定する。

４　募集内容

三種町立統合中学校「三種中学校」の新制服（冬用）

（１）制服の種類及び組み合わせは、下記のとおりとする。

［男子］：詰襟学生服

［女子］：セーラー服

（２）詰襟学生服・セーラー服

・詰襟学生服は標準型学生服とするため、<u>コンペ対象外とする。</u>

・詰襟学生服は、本コンペの対象外とするが、女子制服とのつり合い、調和が取れているかなどの確認のため、参加事業者は標準型学生服の製品見本をマネキン（ボディのみ）に着用したものを１点用意すること。

・セーラー服はスカートのほか多様性に配慮し、スラックスも対応できるものとする。
（スラックスの製品見本は、１点以上用意すること。）

・セーラー服の付属品は、リボン又はスカーフのみとする。

・セーラー服の色や柄は、華美でなく、落ち着いた色合いとする。

５　参加資格

本手続きに参加できるものは、次の掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）参加表明書等の提出時から契約締結までの間において、三種町から指名停止の措置を受けていない者、また、三種町暴力団等排除措置要綱（平成２６年制定）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続中の者でないこと。

６　参加条件

（１）秋田県内に本店又は営業所を有し、学校制服の企画・製造をしている者。

（２）秋田県内の中学校及び高等学校の制服の実績がある者。

（３）三種町近隣市町村に所在する制服販売業者との取引があり、制服の販売に支障がない者。又、販売を希望する近隣市町村の複数の販売店へ制服を供給すること。

（４）グループ会社である場合は、グループから１社もしくは、グループ会社としての参加とすること。

７　参加申込（提出書類等）

（１）提出書類等について

「５　参加資格」及び「６　参加条件」を満たし、本手続きに参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

	名称	数	提出期限・提出方法等
①	三種町立統合中学校新制服選定コンペ参加申込書（様式１）	１部	令和６年７月１９日（金）まで 郵送：提出期間内必着 持参：提出期間内の平日業務時間内
②	コンペに関する質問書（様式２） ※質問がある場合のみ提出		令和６年７月１６日（火）午後５時まで 教育委員会に電話の上、電子メール又はＦＡＸ ※回答は、令和６年７月１８日（木）まで電子メール又はＦＡＸ
③	提案書（様式任意）	20 部	令和６年９月１８日（水）まで 郵送：提出期間内必着 持参：提出期間内の平日業務時間内
④	制服製品見本	１式	各事業者３点まで提案可 ※コンペ当日に持参する
⑤	制服製品見本画像 （ＪＰＧ又はＰＤＦファイル）	１部	提案書と同時に、ＣＤ－Ｒで提出

※様式１～２は、三種町ホームページ上からダウンロードすることができる。

（２）提出書類等の内容について

③提案書の記載事項

・法人名称、代表者氏名、住所

・「８　提案内容」に記載した内容

④制服製品見本

・制服の中にシャツ・ブラウス等を着用するデザインについては、シャツ及びブラウスは今回の募集内容の対象ではないが、コンペ時には、シャツ、ブラウスを装着し、参加事業者が用意するマネキン（ボディのみ）に着用した状態とする。

⑤制服製品見本画像内容

・提案品１点（一式）につき１画像。（正面から撮影したもの。）

（３）留意事項

ア　②コンペに関する質問書を提出する際には、電子メール又はＦＡＸの件名を「三種町立統合中学校新制服選定コンペに関する質問」とし、コンペに関する質問書（様式２）を添付して、「１４　問合先・書類等提出先」に送信すること。
質問受付期間以外の質問及び電話など口頭による質問の受付は行わない。

イ　③提案書の内容は、簡潔かつ具体的なものとし、１０ページ以内とする。（表紙、裏表紙を除く）。

ウ　提出書類は、原則Ａ４版とし、構造上必要なものについては、Ａ３版横も可とする。また、提出時には、１部ずつとじ込みを行うこと。

エ　提出期限後の提出書類及び制服製品見本等の修正、変更は認めない。

オ　提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。書類の返却は行わない。また、本選定に関する公表や展示、その他町が必要と認めるときに、無償で一部又は全部を使用できるものとする。

カ　制服製品見本は、返却することとし、回収日は、日程調整の上、決定する。なお、審査の結果、二次選定に進むことに決定した制服製品見本については、巡回展示した後に返却するものとする。（巡回展示の期間、参加事業者が用意するマネキンを借用します。）

キ　本事業に係る一切の費用は、すべて参加事業者の負担とする。

８　提案の内容

ア　企業の特徴や事業内容、今までの実績（県内の中学校及び高等学校の制服）について

イ　提案する制服のデザインについて

ウ　家庭で洗濯ができる等、制服の手入れのしやすさについて

エ　動きやすさ、寒暖への対応、着心地、着脱のしやすさ等について

オ　素材や縫製等の耐久性について

カ　様々な体格の中学生に対応できるサイズ展開について

キ　アフターフォロー（成長に合わせたサイズ調整等）について

ク　販売想定価格について

９　コンペの実施（一次選定）

（１）実施日時

令和６年９月２５日（水）午後６時３０分～

（各参加事業者の集合場所やプレゼンテーション開始時刻等の詳細は、別途連絡する。）

（２）実施場所

三種町琴丘地域拠点センター　大会議室

（３）プレゼンテーション

・参加事業者の提案時間は、１０分以内とし、提出された提案書を基に行うこととする。提案説明後、５分間の質疑応答の時間を設ける。

・説明者は、４名以内とする。

・プレゼンテーションに必要な場合、事務局が用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とするが、ＰＣ端末及び周辺機器は参加事業者で用意すること。なお、それらを使用する際は、速やかに準備すること。

・コンペは、非公開とする。ただし、町及び教育委員会関係者で、教育委員会事務局が認めた者のみ、見学を可能とする。

１０　一次選定の方法及び基準

（１）選定方法

提案書等提出書類、制服製品見本及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価して、制服等選定委員会において、制服デザインを３点程度選定する。

（２）選定基準

別表のとおり

１１　一次選定の結果通知

選定結果については、すべての参加事業者に対し、令和６年１０月２日（水）までに通知する。

１２　一次選定後のスケジュール（予定）

令和６年	１０月下旬～１１月	制服製品見本の各学校等への巡回展示及び二次選定 （児童・保護者等による投票）
	１２月	制服のデザイン決定
令和７年	１月	制服仕様等の修正
	２月	制服の決定
令和８年	４月	新制服導入

１３　その他

（１）決定した制服に係るデザイン等の意匠権は、三種町教育委員会に帰属する。

なお、二次選定で決定した制服の事業者は、最終仕様書を提出すること。

（２）審査結果の通知は、原則、当該事業者の結果のみを通知し、他の事業者の順位、意見、評価等は通知しない。また、審査結果について、異議申し立ては認めない。

（３）提出書類に虚偽があることが判明した場合、選定の結果を取り消すことがある。

（４）提出書類は、三種町情報公開条例（平成２７年三種町条例第１号）に規定する開示請求の対象となる。

（５）今回のコンペの実施に関しては、説明会を行わない。

（６）参加表明書の提出以降に辞退される場合は、電話連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。

（７）制服の導入から少なくとも５年以上の期間、購入を希望する生徒、保護者に安定して供給が続けられること。

１４　問合先・書類等提出先

〒018-2104
秋田県山本郡三種町鹿渡字東二本柳 29-3
三種町教育委員会事務局　学校統合推進室（琴丘地域拠点センター内）
TEL.0185-87-2113　　FAX.0185-87-3052
Mail：kyoui@town.mitane.akita.jp